

松本検定実行委員会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、松本検定実行委員会（以下「本会」という。）と称し、事務局を「松本市観光温泉課」内に置く。

(目的)

第2条 本会は、観光に磨きをかけるまちづくりを実現するため、松本検定における人づくりを通して、観光都市松本の受入れ態勢の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 松本検定事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 本会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 2名

2 委員長は、本会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員を選出及び任期)

第6条 役員は、委員会において委員中から選出する。

2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 本会の会議は、委員会とし、委員長が召集する。

2 委員会は、委員長が議長となる。

3 委員会は、毎年1回開催し、事業計画、収支予算、事業報告、収支決算、会則の改正その他運営に重要な事項を審議決議する。

(会計)

第8条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

2 本会の経費は、受験料、委託料、その他の収入をもって充てる。

(補則)

第9条 この会則に定めるもののほか本会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行年月日)

1 この会則は、平成19年1月5日から施行する。

2 この会則の施行後最初に選出された役員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、選出の日から平成20年度の委員会までとする。

附 則

この会則は、平成19年11月21日から施行する。

(別表)

委 員
松本商工会議所観光・コンベンション委員長
松本観光コンベンション協会副会長
信州大学教授
松本大学教授
松本市副市長
松本市商工観光部長
松本市教育部長
新まつもと物語プロジェクト会長
その他委員長が特に認める者